

2022（令和4）年度
伊賀市青少年センター運営委員会

【 資料 】

と き : 2022(令和4)年7月20日(水) 14:00~

ところ : ハイピア伊賀4階 多目的室

I 2021(令和3)年度 活動報告

(1) 会議・研修への参加状況

月	日	曜	会議名等
4	15	木	第1回伊賀市生徒指導サポート会議
5	20	木	第1回伊賀市生徒指導総合連携会議
	20	木	第2回伊賀市生徒指導サポート会議
6	8	火	第2回伊賀地区高等学校生徒指導主任会
	23	水	「社会を明るくする運動」伊賀市推進委員会総会
	25	金	第2回伊賀市生徒指導総合連携会議
	25	金	第3回伊賀市生徒指導サポート会議
7	4	日	「社会を明るくする運動」伊賀市推進委員会啓発式典
	8	木	第1回伊賀市いじめ問題対策連絡協議会
	15	木	第4回伊賀市生徒指導サポート会議
	30	金	伊賀市青少年センター運営委員会
8	19	木	第5回伊賀市生徒指導サポート会議
9	16	木	第6回伊賀市生徒指導サポート会議
10	28	木	第4回伊賀市生徒指導総合連携会議
	28	木	第7回伊賀市生徒指導サポート会議
11	12	金	第5回伊賀市生徒指導総合連携会議
	12	金	第8回伊賀市生徒指導サポート会議
12	16	木	第9回伊賀市生徒指導サポート会議
	27	月	第3回伊賀市生徒指導総合連携会議
1	13	木	第10回伊賀市生徒指導サポート会議
	24	月	第2回伊賀市いじめ問題対策連絡協議会
2	17	木	第6回伊賀市生徒指導総合連携会議
	17	木	第11回伊賀市生徒指導サポート会議
3	17	木	第12回伊賀市生徒指導サポート会議

(2)活動状況

活動状況		令和3年度
街頭補導活動	定時補導	37回
	随時補導	241回
	特別補導	9回
	協助力員補導	9回
	計	296回
相談活動	来所相談	1回
	電話相談	3回
	計	4回
環境浄化活動	不良環境点検巡回	56回
	計	56回

(3)街頭補導活動内訳

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施回数	27	24	28	25	26	20	28	26	26	22	18	26	296
従事者数 [※]	66	71	82	72	69	37	85	79	71	56	33	57	778

※従事者：主任補導員・補導員・補導活動協力者等

(4) 補導状況表

① 場所別補導状況表

場 所 行為種別		総 数	路 上	駅 構 内	社 寺・ 公園	学 校	河 原 池	遊 技 場	セ ン タ ー ム	ゲ ー ム	ポ ッ ク ス ケ	カ ラ オ ケ	大 ス ー パ ー 等 店	そ の 他
1	飲 酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	喫 煙	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
3	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	乱暴・けんか	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	た か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	はいかい等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	不良交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	怠学・怠業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	不健全娯楽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	金 銭 乱 費 (ゲーム)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	危 険 な 行 為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	道路交通法違反 自転車 (二人乗り)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(無灯火)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(信号無視)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単車 (原付二人乗り)	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(無灯火)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(信号無視)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(ノーヘル)	5	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		15	10	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	1

② 学識別補導状況表

学 識 行為種別		総	幼	小	中	高	大	各	有	無
		数	児 等	学 生	学 生	校 生	学 生	種 学 校 生	職 少 年	職 少 年
1	飲 酒	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	喫 煙	3	0	0	0	3	0	0	0	0
3	薬 物 乱 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	乱暴・けんか	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	た か り	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	はいかい等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	不純異性交遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	不 良 交 遊	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	怠 学 ・ 怠 業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	不健全娯楽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	金 銭 乱 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	危 険 な 行 為	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	道路交通法違反 自転車 (二人乗り)	2	0	0	2	0	0	0	0	0
	(無灯火)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(信号無視)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単車 (原付二人乗り)	5	0	0	0	0	0	0	3	2
	(無灯火)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(信号無視)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(ノヘル)	5	0	0	0	1	0	0	0	4
		0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		15	0	0	2	4	0	0	3	6

(5) 街頭補導計画・実施状況

【定時街頭補導】

通常：ハイトピア伊賀周辺の巡回補導 (ハイトピア伊賀・上野市駅・井筒屋書店)

集合時間：午後5時 集合場所：ハイトピア伊賀1階ロビー

★：ドリームキャンディ周辺の巡回補導 (ドリームキャンディ・西松屋・コメリ・ビッグエコー)

集合時間：午後5時 集合場所：ドリームキャンディ前

班	実施日	所属団体
1	★ 5月14日(金) / 7月30日(金) ★10月 8日(金) / 12月17日(金) ★ 3月11日(金)	児童福祉会連合会・更生保護女性の会 依那古小P・上野南中P/T
2	5月21日(金) / ★ 8月 6日(金) 10月15日(金) / ★12月24日(金) 3月18日(金)	保護司 伊賀白鳳高校・緑ヶ丘中P/T
3	★ 5月28日(金) / 8月13日(金) ☆10月22日(金) / 1月 7日(金) ★ 3月25日(金)	更生保護女性の会・民生児童委員 久米小P/T・府中小P
4	6月 4日(金) / ★ 8月20日(金) 10月29日(金) / ★ 1月14日(金)	防犯協会・民生児童委員 上野高校・上野西小P/T
5	★ 6月11日(金) / 8月27日(金) ★11月 5日(金) / 1月21日(金) (中止)	保護司 伊賀白鳳高校・神戸小P・中瀬小P
6	6月18日(金) / ★ 9月 3日(金) 11月12日(金) / ★ 1月28日(金) (中止)	更生保護女性の会・保護司 城東中P/T・上野北小P
7	★ 6月25日(金) / 9月10日(金) ★11月19日(金) / 2月 4日(金) (中止)	民生児童委員・児童福祉会連合会 成和東小P・友生小P・成和西小P
8	7月 2日(金) / ★ 9月17日(金) 11月26日(金) / ★ 2月18日(金) (中止)	保護司 三訪小P・崇広中P/T
9	★ 7月 9日(金) / 9月24日(金) ★12月 3日(金) / 2月25日(金) (中止)	民生児童委員・防犯協会 上野高校・あけぼの学園・伊賀白鳳高校
10	7月16日(金) / ★10月 1日(金) 12月10日(金) / ★ 3月 4日(金) (中止)	更生保護女性の会 伊賀白鳳高校・上野東小P/T

【三重県警察少年指導委員特別街頭補導】

カラオケボックスやゲームセンターなど遊技場および祭事会場での補導活動 実施時間：午後7時～

実施日	実施場所
4月 16日(金) 6月 18日(金) 8月 20日(金) 9月 17日(金)(中止) 12月 17日(金) 2月 18日(金)(中止)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
5月 21日(金) 7月 16日(金) 3月 18日(金) 11月 19日(金) 1月 21日(金) (中止)	アピタ伊賀上野店 → ハイトピア伊賀周辺
10月 22日(金)	※上野天神祭 上野天神祭会場

【伊賀地区少年警察協助手街頭補導】

大型店舗やゲームセンターを中心とした補導活動

実施日：毎月5日の「青少年の日」を中心に実施 実施時間：午後6時30分～

班	実施月日	実施場所
1	7月 5日 (月)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
	11月 5日 (金)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺
	3月 4日 (金) (中止)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
2	4月 5日 (月)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺
	8月 5日 (木)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
	12月 6日 (月)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
3	5月 6日 (木)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
	9月 6日 (月) (中止)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺
	1月 5日 (水)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
4	6月 4日 (金)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
	10月 5日 (火)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
	2月 4日 (金) (中止)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺

【随時補導】

市内全域を公用車にて巡回する

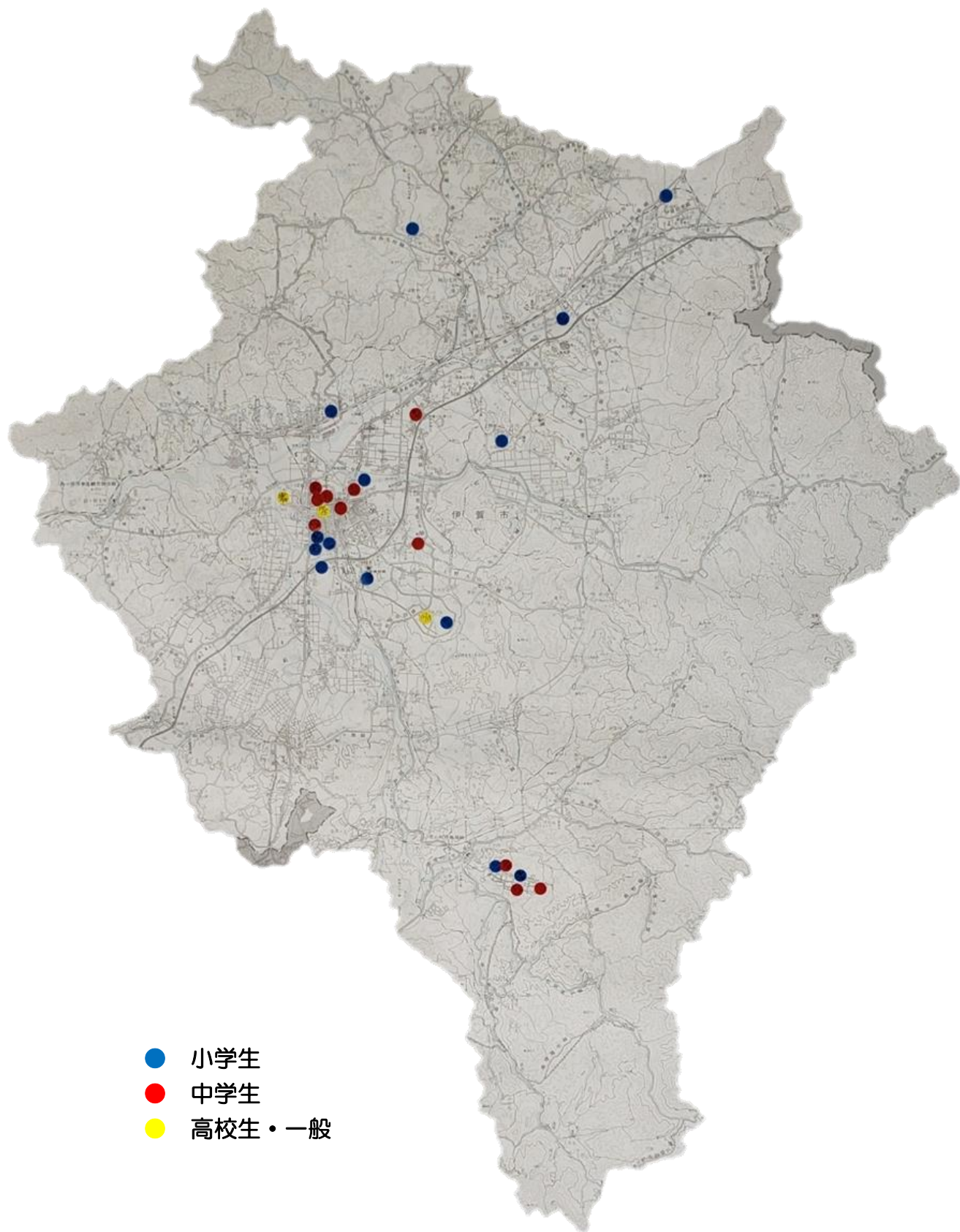
実施日：月～金曜日（祝日を除く）

実施時間：午後2時30分～午後4時（※週1回程度 登校時間に実施）

＜一ヶ月の随時補導活動内容例＞

曜日	活 動 内 容 ・ 場 所
月	中瀬～府中～小田町
火	伊賀上野駅～佐那具駅～新堂駅
水	木興町～イオンタウン～ゆめが丘
木	銀座通～茅町～友生
金	三田～新居～花之木
月	小田町～服部町～イオンタウン
火	阿山小～玉滝小～諏訪
水	依那古～古山～木興町
木	中瀬～友生～ゆめが丘
金	小田町～白鳳通～イオンタウン
月	青山中～伊賀神戸駅～イオンタウン
火	中瀬～平田～壬生野
水	銀座通～八幡町～大内
木	緑ヶ丘～陽光台～木興町
金	猪田～古山～花垣
月	緑ヶ丘～木興町～上野総合市民病院
火	新居～三田～府中
水	長田～中矢～西山
木	緑ヶ丘～ゆめが丘～イオンタウン
金	服部町～赤坂町～緑ヶ丘

(6) 防犯情報確認場所 (2021年4月～2022年3月)



(7) 青少年相談窓口の周知

常時開設相談

※相談時間などはお問い合わせください。

相談内容	問い合わせ	電話	相談内容	問い合わせ	電話
消費生活相談	市民生活課	22-9626	障がい者の総合相談	障がい者相談支援センター	26-7725
空き家に関する相談	空き家対策室	22-9676	ふれあい相談(教育相談)	教育研究センター	21-8839
高齢者の総合相談	地域包括支援センター	26-1521	青少年相談	青少年センター	24-3251
女性相談 ※予約優先			若者の就労相談 ※予約優先	いが若者サポートステーション	22-0039
家庭児童相談 ※予約優先	こども未来課	22-9609	雇用・労働相談	商工労働課	22-9669
母子・父子自立相談 ※予約優先			生活にお困りの方の相談	生活支援課	22-9650
こどもの発達相談	こども発達支援センター	22-9627	人権相談	人権政策課	22-9683

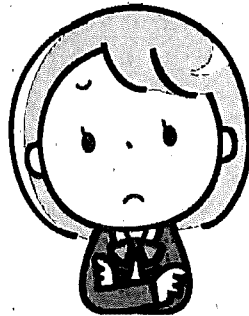
35 広報いが 2021.6



【問い合わせ】生涯学習課
TEL 22・9679 FAX 22・9602
gakushuu@city.iga.lg.jp

【青少年】

- 交友関係で悩んでいる
- 将来のことや生き方に不安がある
- インターネットなどでトラブルになっている
- 親との関係がうまくいっていない
- 学校へ行きたくない など



【保護者や大人】

- 子どもが家に帰ってこないことが多い
- 子どもが対人関係でトラブルになっているようで心配
- 近所に気になる子がいるがどうすればよいのか分からない など

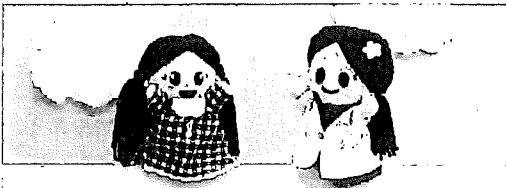
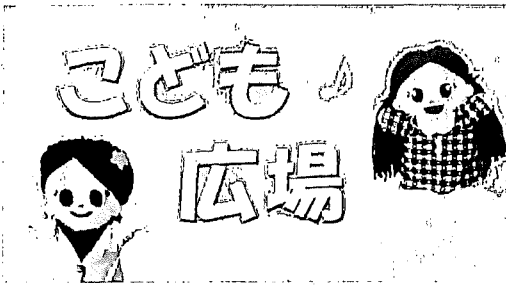


伊賀市青少年センターでは、青少年の皆さんやご家族、関係者からのごまごまな相談を電話と対面で受けています。匿名での相談もできます。安心してご相談ください。
複雑な社会情勢の中、個人や家族だけでは解決しきれない問題も多くあります。情報の提供や他機関への紹介もしますので、お気軽にご利用ください。

トピックス

青少年相談ひとしほ

【対象者】 満20歳未満の青少年とその家族や関係者
【相談場所】 青少年センター
(上友生785 教育研究センター1階)
【相談電話番号】 ☎24・3251
【相談時間】 平日午後1時～6時
※金曜日のみ午後3時まで
※年末年始を除く。



おおよそ20歳までの青少年について
20歳をこえていても相談ができる

伊賀市青少年センターの
青年相談窓口

対象: おおよそ20歳未満の

青少年やその家族・関係者

※ 電話相談もできる



◎啓発ティッシュの配布 (子ども・若者育成支援強調月間)

11月は
『子ども・若者育成支援強調月間』

—子どもたちの成長を家庭や地域で見守りましょう—

青少年相談 ☎ 0595-24-3251 (電話および面談)

青少年に関する相談窓口です。
※家族や関係者からの相談も受付けています。お気軽にご相談ください。
※面談希望の場合は事前に連絡してください。

相談場所: 伊賀市青少年センター
(上友生785 教育研究センター1階)

相談時間: 平日13:00～18:00 年末年始を除く



伊賀市教育委員会

11月は「子ども・若者
育成支援強調月間」



未来の伊賀市を担うすべての子どもや若者が、自己肯定感を育み、健やかに成長し、明るい未来を切り拓いていくことが期待されています。

そのため、子どもたちを取り巻くさまざまな問題の解決に向けて、家庭や学校、企業、地域が協力し、社会全体で青少年の健全育成に取り組む必要があります。

伊賀市教育委員会と伊賀市青少年育成市民連絡会議では、次のことを重点的に取り組んでいます。

- 子ども・若者育成支援広報啓発活動の実施
- 青少年に有害な環境をなくす活動の推進
- 研修会などの開催
- 青少年相談業務の推進

◆青少年相談

伊賀市青少年センターでは、電話・来所での相談を行っています。

○相談場所: 伊賀市青少年センター (上友生785 教育研究センター1階)

※面談(来所)希望の場合は事前に連絡してください。

○相談電話番号: ☎ 24-3251

○相談時間: 平日午後1時～6時

※金曜日のみ午後3時まで

※年末年始を除く。

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

II 2022(令和4)年度 伊賀市青少年センター活動概要

次代を担う青少年が、心身ともに健やかに育つことはすべての市民の願いである。

日々変化する社会情勢の中で、青少年の健全育成に寄与し、この願いを実現するため、青少年センターの活動をより充実させるとともに、青少年健全育成関係機関・団体等との連携をより一層深め、次の努力目標を設定し活動を推進する。

(1) 努力目標

- ① 街頭補導活動の充実を図り、青少年の問題行動の早期発見と適切な対応・措置に努める。
- ② 相談活動を推進し、青少年の非行の未然防止、再発防止、生活態度の矯正を目指すとともに、その家庭や学校と連携した指導に努める。
- ③ 環境浄化活動を強化し、青少年の健全育成にふさわしい環境づくりに努める。
- ④ 啓発活動を推進し、青少年の問題行動や非行防止のための市民意識の高揚を図る。

(2) 目標達成のための方策

- ① 街頭補導活動
 - ・ 毎月4回の定時補導に加え、三重県警察少年指導委員、伊賀地区少年警察協助手員との各月1回の補導を計画的に実施するほか、随時補導の活動範囲を伊賀市一円に広め、強化を図る。
 - ・ 市内の学校や支所、各青少年市民会議等からの派遣要請に応じる。
 - ・ 学校の長期休業時における随時補導を計画的に実施する。
 - ・ 祭礼などの市民的行事の際に特別補導を行い、問題行動の未然防止と早期発見に努める。

② 青少年相談活動

- ・ 青少年の生活実態を踏まえ、青少年や保護者に生活態度や生活環境の改善に関する助言が行えるよう努める。
- ・ 秘密を守り、気軽に相談できるように十分配慮するとともに、学校・関係機関との連携をより密にする。
- ・ 市広報などを通して、電話や面談による青少年相談活動の周知に努める。

③ 環境浄化活動

- ・ 青少年に有害な環境点検のパトロールを行い、低俗な広告物・有害図書・有害玩具・不良環境などの発見と排除に努める。
- ・ 関係機関・団体と連携し、清浄な環境づくりに努める。
- ・ 携帯電話やインターネット、スマートフォンなどによる特有のリスクや課題について、青少年が特定の個人を誹謗・中傷したり、さまざまなトラブルに巻き込まれたりすることがないように利用についての理解と認識を深める。

④ 啓発活動

- ・ 市広報や冊子・ポスターなどを活用し、青少年健全育成に対する市民意識の高揚を図る。
- ・ 青少年健全育成にかかわる各種会議等に、活動情報等を提供する。

(3) 2022 (令和4) 年度 街頭補導計画

【定時街頭補導実施計画】

通常：ハイトピア伊賀周辺の巡回補導 (ハイトピア伊賀・上野市駅・井筒屋書店)

集合時間：午後5時 集合場所：ハイトピア伊賀1階ロビー

★：ドリームキャンディ周辺の巡回補導 (ドリームキャンディ・西松屋・コメリ・ビッグエコー)

集合時間：午後5時 集合場所：ドリームキャンディ前

班	実施日	所属団体
1	★ 5月20日(金) / 7月29日(金) ★10月14日(金) / 12月23日(金) ★ 3月 3日(金)	児童福祉会連合会・更生保護女性の会 依那古小P・上野南中P/T
2	5月27日(金) / ★ 8月 5日(金) 10月21日(金) / 3月10日(金)	保護司 伊賀白鳳高校・緑ヶ丘中P/T
3	★ 6月 3日(金) / 8月12日(金) ★10月28日(金) / 1月 6日(金) ★ 3月17日(金)	更生保護女性の会・民生児童委員 久米小P/T・府中小P
4	6月10日(金) / ★ 8月19日(金) 11月 4日(金) / ★ 1月13日(金) 3月24日(金)	防犯協会・民生児童委員 上野高校・上野西小P/T
5	★ 6月17日(金) / 8月26日(金) ★11月11日(金) / 1月20日(金) ★ 3月31日(金)	保護司 伊賀白鳳高校・神戸小P・中瀬小P
6	6月24日(金) / ★ 9月 2日(金) 11月18日(金) / ★ 1月27日(金)	更生保護女性の会・保護司 城東中P/T・上野北小P
7	★ 7月 1日(金) / 9月 9日(金) ★11月25日(金) / 2月 3日(金)	民生児童委員・児童福祉会連合会 成和東小P・友生小P・成和西小P
8	7月 8日(金) / ★ 9月16日(金) 12月 2日(金) / ★ 2月10日(金)	保護司 三訪小P・崇広中P/T
9	★ 7月15日(金) / 9月30日(金) ★12月 9日(金) / 2月17日(金)	民生児童委員・防犯協会 上野高校・あけぼの学園・伊賀白鳳高校
10	7月22日(金) / ★10月 7日(金) 12月16日(金) / ★ 2月24日(金)	更生保護女性の会 伊賀白鳳高校・上野東小P/T

【三重県警察少年指導委員特別街頭補導実施計画】

カラオケボックスやゲームセンターなど遊技場および祭事会場での補導活動 実施時間：午後7時～

実施日	実施場所
6月 17日 (金) 12月 16日 (金) 2月 17日 (金)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
5月 20日 (金) 7月 15日 (金) 9月 16日 (金) 11月 18日 (金) 1月 20日 (金) 3月 17日 (金)	アピタ伊賀上野店 → ハイトピア伊賀周辺
8月 20日 (土) ※夏のにぎわいフェスタ	にぎわいフェスタ会場
10月 21日 (金) ※上野天神祭	上野天神祭会場

【伊賀地区少年警察協助手街頭補導実施計画】

大型店舗やゲームセンターを中心とした補導活動

実施日：毎月5日の「青少年の日」を中心に実施 実施時間：午後6時30分～

班	実施月日	実施場所
1	6月 3日 (金)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
	9月 5日 (月)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺
	12月 5日 (月)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
	3月 6日 (月)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
2	7月 5日 (火)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
	10月 5日 (水)	サンボウル(ボウリング場) → ドリームキャンディ(ゲームセンター)
	1月 5日 (木)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
3	8月 5日 (金)	イオン伊賀上野店 → 伊賀鉄道桑町駅周辺
	11月 4日 (金)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺
	2月 6日 (月)	アピタ伊賀上野店および店舗周辺

【随時補導】

市内全域を公用車にて巡回する

実施日：月～金曜日（祝日を除く）

実施時間：午後2時30分～午後4時（※週1回程度 登校時間に実施）

<一ヶ月の随時補導活動内容例>

曜日	活 動 内 容 ・ 場 所
月	中瀬～府中～小田町
火	伊賀上野駅～佐那具駅～新堂駅
水	木興町～イオンタウン～ゆめが丘
木	銀座通～茅町～友生
金	三田～新居～花之木
月	小田町～服部町～イオンタウン
火	阿山小～玉滝小～諏訪
水	依那古～古山～木興町
木	中瀬～友生～ゆめが丘
金	小田町～白鳳通～イオンタウン
月	青山中～伊賀神戸駅～イオンタウン
火	中瀬～平田～壬生野
水	銀座通～八幡町～大内
木	緑ヶ丘～陽光台～木興町
金	猪田～古山～花垣
月	緑ヶ丘～木興町～上野総合市民病院
火	新居～三田～府中
水	長田～中矢～西山
木	緑ヶ丘～ゆめが丘～イオンタウン
金	服部町～赤坂町～緑ヶ丘

(4) 相談窓口の周知・啓発活動

7月・8月は 『青少年非行防止活動夏季強化期間』

— 家庭や地域で連携し、子どもたちの非行や被害を防ぎましょう —

青少年相談 ☎0595-24-3251

(電話または面談)

青少年に関する相談窓口です。お気軽にご相談ください。

※家族や関係者からの相談も受付けています。
※面談希望の場合は事前に連絡してください。

相談場所：伊賀市青少年センター
(上友生785 教育研究センター1階)

相談時間：平日13:00~18:00 ※年末年始を除く
(金曜のみ15:00まで)



【伊賀市教育委員会】

防災・情報アプリ
HAZARDONで配信中

- 災害緊急情報
- 気象情報
- 地震情報
- 土砂災害情報
- 火災情報
- 行政情報
- 自治協議会・自治会からのお知らせ

【問い合わせ】
防災危機対策局
☎ 22-9640
FAX 24-0444
✉ kikikanri@city.lga.lg.jp

次世代を担う 子どもたちのために



7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です。

伊賀市青少年育成市民会議と市教育委員会では、関係機関や団体の協力を得て、非行を誘発しやすい施設などを巡回する非行防止活動や、青少年を取り巻く有害環境をなくす活動を推進しています。

今後も、講演会や研修会を通じて、青少年の健全育成について発信していきますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692

常時開設相談

※相談時間などはお問い合わせください。

相談内容	問い合わせ	電話	相談内容	問い合わせ	電話
消費生活相談	住民課	22-9626	障がい者の総合相談	障がい者相談支援センター	26-7725
空き家に関する相談	空き家対策室	22-9676	ふれあい相談(教育相談)	教育研究センター	21-8839
高齢者の総合相談	地域包括支援センター	26-1521	青少年相談	青少年センター	24-3251
女性相談 ※予約優先			若者の就労相談 ※予約優先	いが若者サポートステーション	22-0039
家庭児童相談 ※予約優先	子ども未来課	22-9609	雇用・労働相談	商工労働課	22-9669
母子・父子自立相談 ※予約優先			生活にお困りの方の相談	生活支援課	22-9650
こどもの発達相談	子ども発達支援センター	22-9627	人権相談	人権政策課	22-9683

Ⅲ 2022(令和4)年度 伊賀市青少年センター運営委員会委員名簿

2022(令和4)年 6 月 1 日現在

	選出機関及び団体	氏 名
1	民生委員児童委員連合会	本 田 基 久
2	保護司会	竹 岡 良 昌
3	防犯協会	松 山 和 夫
4	小中学校校長会	澤 田 剛
5	高等学校校長	吉 田 淳
6	小中学校校長会生活指導担当	桂 口 芳 樹
7	児童福祉会連合会	廣 岡 伸 幸
8	P T A 連合会	清 須 貴 博
9	更生保護女性の会	増 田 昭 子
10	少年警察協助力協議会	玉 岡 則 生
11	警察署	篠 田 晃 秀
12	児童相談所	松 田 美 紀
13	商工会議所	佐 治 篤 史
14	商工会	吉 岡 春 香
15	職域防犯組合連合会	上 山 了
16	社会福祉事務所	谷 口 順 一
17	伊賀市青少年育成市民会議	中 居 常 量
18	伊賀市青少年育成市民会議	城 出 憲 一
19	伊賀市青少年育成市民会議	川 出 智 章
20	伊賀市青少年育成市民会議	中 井 洸 一
21	伊賀市青少年育成市民会議	岡 山 幹 治
22	伊賀市青少年育成市民会議	若 山 昂 央

IV 2022(令和4)年度 伊賀市青少年センター補導員名簿

伊賀地区少年警察協助手員

16名

(班) 所管区	氏 名	(班) 所管区	氏 名
(1) 丸之内	加藤 裕司	(3) 西柘植	前川 幸彦
(1) 丸之内	玉岡 則生	(3) 平 田	宮谷 則夫
(1) 丸之内	亀井 輝治	(3) 猿 野	廣島 利重
(1) 丸之内	山本 貴美代	(3) 玉 滝	栞原 喜久子
(1) 島ヶ原	峰 徳秀	(3) 壬生野	居附 秀樹
(2) 花 垣	中島 文明	(3) 丸之内	東構 昌子
(2) ゆめが丘	松田 義清		
(2) ゆめが丘	櫻本 悦子		
(2) 丸之内	関本 高夫		
(2) 丸之内	工藤 隆之		

三重県警察少年指導委員

2名

氏 名	氏 名
石橋 広保	大井 秀俊

伊賀少年サポートセンター

2名

所 属	氏 名
伊賀少年サポートセンター（名張警察署）	望月 久子
伊賀少年サポートセンター（名張警察署）	藤原 茉由

青少年センター職員

4名

所 属	氏 名
所 長（教育委員会事務局長）	滝川 博美
主任補導員	廣岡 昭貴
主任補導員	西岡 道啓
主任補導員	澤 久忠

関係市職員

8名

所 属	氏 名	所 属	氏 名
生涯学習課	東 浩一	生涯学習課	高見 有紀
生涯学習課	川口 素生	生涯学習課	森川 洋美
生涯学習課	中川 貴裕	生涯学習課	村吉 隆
生涯学習課	岡森 圭子	生涯学習課	福永 あゆみ

合計

32人

V 伊賀市青少年センター条例

平成 16 年 11 月 1 日条例第 252 号

改正

平成21年 3 月 6 日条例第16号

平成30年12月27日条例第49号

令和元年10月 1 日条例第24号

(目的及び設置)

第 1 条 青少年の健全な育成を期し、その愛護補導を行うため、青少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 青少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市青少年センター

位置 伊賀市上友生785番地

(業務)

第 3 条 青少年センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 青少年相談
- (3) 有害環境の発見と調査
- (4) 関係機関、団体、家庭及び職場との連携補導
- (5) その他青少年の非行防止に必要な事項

(運営委員会)

第 4 条 青少年センターの活動方針、業務実施計画及び運営事項を審議するため、青少年センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の委員は、関係機関及び団体の代表者又は構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者のうちから30人以内を伊賀市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱又は任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定に関わらず、任期内であっても、委員が第 2 項に定める関係機関及び団体の代表者又は構成員でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。
- 5 運営委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長 1 人を置く。
- 6 委員長は、会議を招集し、議長となる。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 8 運営委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮って定める。

(職員)

第5条 青少年センターに次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他の職員 若干人

2 前項に規定する職員のうち所長は、委員会職員を、その他の職員は、委員会職員及び委員会が任命した者をもって充てる。

3 所長は、青少年センターの業務を統括し、その他の職員は、所長の命を受け業務を遂行する。

(補導員等)

第6条 青少年センターに補導の業務を行う次の者を置く。

- (1) 主任補導員
- (2) 補導員

2 主任補導員は、前条第1項第2号に規定するその他の職員のうち、委員会が任命した者とする。

3 補導員は、関係機関及び団体の構成員で当該関係機関又は団体の推薦を受けた者を委員会が委嘱又は任命する。

4 補導員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠補導員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前項の規定に関わらず、任期内であっても、補導員が第3項に定める関係機関及び団体の構成員でなくなったときは、補導員を辞したものとみなす。

6 主任補導員及び補導員は、青少年センターの業務実施計画に基づき必要と認める青少年の補導を行う。

(補導員証)

第7条 委員会は、主任補導員及び補導員に対し、その身分を証するため補導員証を交付する。

2 主任補導員及び補導員は、業務の実施に当たり常に前項に定める補導員証を携帯し、要求があればこれを提示しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月6日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の伊賀市青少年センター条例第4条第2項の規定により、委嘱又は任命された青少年センター運営委員会の委員の任期は、この条例の施行の日から起算するものとする。

附 則（平成30年12月27日条例第49号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日条例第24号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

VI 伊賀市子ども健全育成条例

平成 17 年 3 月 14 日
条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもを取り巻く社会環境の変化に対応した新しい時代の子どもの育成について、その基本理念、基本的な施策等を明らかにすることにより、市民が一体となって次代を担うすべての子どもの幸せと健やかな成長を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例で「子ども」とは、15 歳以下の者をいう。

(基本理念)

第 3 条 すべての市民は子どもの育成に責任を有することを認識し、相互に連携、協力し、すべての子どもの幸せと健やかな成長を図る。

2 すべての市民は、子ども的人格や、子どもの持つ権利を尊重する。

3 すべての市民は、日常生活における大人の行動等が子どもに大きな影響を与えることを認識し、行動する。

(家庭の責務)

第 4 条 保護者は、子どもの養育と成長について大きな責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもが健やかに育つように全力で努めるものとする。

(学校等の責務)

第 5 条 保育所（園）及び幼稚園は、集団の中での遊び等を通して、人間としての基礎的な社会性を育み、子どもの心身の発達を助長させるよう努めなければならない。

2 小学校及び中学校は、子どもが豊かな人間性を身に付け、将来への可能性を開いていくため、地域社会と一体となった活動を推進するよう努めなければならない。

(地域の責務)

第 6 条 地域の住民等は、子どもの育成に地域が果たす役割を認識し、地域の課題等に対応できる住民組織の拡充に努めるものとする。

2 地域の住民等は、社会体験活動等子どもの育成に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

(企業の責務)

第 7 条 企業（企業以外の事業活動を営むすべてのものを含む。）は、その事業活動を行うなかで、子どもの育成に関する活動の推進と環境づくりに努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、市民と一体となって子どもの育成を推進するための施策を策定し実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定により策定する施策に市民の意見を十分に反映させるとともに、その施策の実施に当たっては、市民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(憲章の策定)

第9条 市は、子育てや子どもの健全育成の指針とするための憲章を別に定める。

(行動計画の策定)

第10条 市は、子どもの育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもを育む行動計画（以下「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 家庭教育の充実及び子どもの育成に関する家庭への支援等に関する事項

(2) 子どもの育成に関する地域の活動への支援等に関する事項

(3) 学校教育等の充実に関する事項

(4) 子どもの育成への企業のかかわりの促進等に関する事項

(5) その他、子どもの育成を推進するために必要な事項

(相談体制の充実)

第11条 市は、関係行政機関並びにその他関係団体（以下「関係機関」という。）と連携を深め、子どもの育成及び虐待等の防止に関する相談体制の充実を図るものとする。

(関係機関との連携)

第12条 市は、子どもの健全な育成を図るために、関係機関と連携を深め、より効果的に施策を推進するものとする。

(16歳以上18歳未満の者についての配慮)

第13条 この条例の施行に当たっては、子どもから大人への成長過程にある18歳未満の者についても、大人として必要な資質がさらに育まれるよう、配慮がなされるものとする。

(他の計画との整合性)

第14条 この条例の施行に当たっては、市が策定する他の計画に反映させるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

VII 輝け！いがっ子憲章

○ いのち、水、緑を大切にする子

いのちや自然はなによりも大切なものです。すべての生きものはいのちを持っています。そしてそれぞれが互いに助け合って互いのいのちを守っています。

いのちは環境によって育まれています。

○ 元気よくあいさつができる子

あいさつは、ひととの出会いの出発点です。元気なあいさつは、社会を明るく元気にします。みんなであいさつをしましょう。

○ ありがとう、ごめんなさいと言える子

すなおな気持ちでひとの話を聞きましょう。ひとのことに耳を傾けることはコミュニケーションづくりに欠かせません。「ありがとう」「ごめんなさい」の気持ちを忘れないようにしましょう。

○ ひとを認め、ひとを思いやり、ひとの痛みがわかる子

豊かな人権感覚を身に付けることは大切なことです。ひとの気持ちを理解すること、ひとを思いやることは人権の基本です。まず第一歩として「ひとを認め」「ひとを思いやる」「ひとの痛みがわかる」ということが大切です。

○ 夢に向かって最後まで取り組める子

夢や目的に向かって努力することは大切です。自分の力を信じて目的実現のために努力しましょう。

○ ひとと力を合わせて、自分のつとめをはたせる子

ひとと協力することで、協調性を養うことができます。自分でしなければならないこと、すべき事に対して責任感を持ち、取り組みましょう。

○ 「ふるさと伊賀が好き」と言える子

ふるさとの歴史、文化、自然などにふれることでふるさとを愛する心を育みましょう。それは「ひとが輝く、地域が輝く」という伊賀市のテーマにもつながります。

VIII 法令用語の解説

用 語	解 説
少 年	20 歳未満の者（少年法）
犯 罪 少 年	罪を犯した 14 歳以上の少年
触 法 少 年	14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
ぐ 犯 少 年	「保護者の正当な監督に服さない」、「正当な理由がなく家庭によりつかない」等の理由があって、その性格、環境から将来犯罪を犯すおそれのある少年
不 良 行 為 少 年	犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年には該当しないが、飲酒・喫煙・薬物乱用・家出・不純異性交遊等の行為をし、指導を要する少年
刑 法 犯 少 年	刑法の各条に定められている犯罪行為をした犯罪少年及び触法少年
特 別 法 犯 少 年	刑法以外の法令に違反した行為をした犯罪少年及び触法少年
非 行 集 団	少年を主とする 3 人以上の継続的な集団であって、構成員の非行を助長・容認し、かつ、非行により構成員相互間の連帯を強める性格の集団
非社会的問題行動	自己の健康や特性を害し、健全な発達を妨げる行為、自信喪失、自発性の減退、社会性の欠如があげられ、シンナー等の乱用、性的非行への逃避、怠学、安易な家出など逃避型の問題行動である
反社会的問題行動	社会が迷惑と感じ、非とする行為で、今日の「非行」とよばれるものの多くがこれに属し、窃盗・乱暴・破壊など周囲に対して攻撃的なものが多い。刑罰法令に触れる犯罪行為と、刑罰法令に触れないが将来犯罪に発展するおそれのあるぐ犯行為が含まれる
性 非 行	売春（売春防止法）、淫行（児童福祉法第 34 条 1 項 6 号）、淫行（刑法 182 条）、みだらな性交、不純異性交遊等性的な非行が含まれる

IX 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼 称	年 齢 区 分
少 年 法	少 年	20 歳未満の者
刑 法	刑事未成年者	14 歳未満の者
児童福祉法	児 童	18 歳未満の者
	乳 児	1 歳未満の者
	幼 児	1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から 18 歳に達するまでの者
学校教育法	学 齢 児 童	6 歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12 歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学 齢 生 徒	小学校（または盲学校、聾学校若しくは養護学校の商学部）の課程を終了した日の翌日以後における学年の初めから 15 歳に達した日の属する学年の終わりまでの日
民 法	未 成 年 者	18 歳未満の者
	婚 姻 適 齢	男 満 18 歳 女 満 18 歳
労働基準法	年 少 者	18 歳未満の者
	使用禁止者	15 歳未満の者（例外あり）
	未 成 年 者	民法上の未成年者
道路交通法	児 童	6 歳以上 13 歳未満の者
	幼 児	6 歳未満の者
	大型免許を与えない者	21 歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許及び牽引免許を与えない者	18 歳未満の者
	二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16 歳未満の者
二十歳未満/者/喫煙/禁止ニ関スル法律	未 成 年 者	満 18 歳未満
二十歳未満/者/飲酒/禁止ニ関スル法律	未 成 年 者	満 18 歳未満
三重県青少年健全育成条例	青 少 年	6 歳から 18 歳に達するまでの者 (婚姻した者は除く)